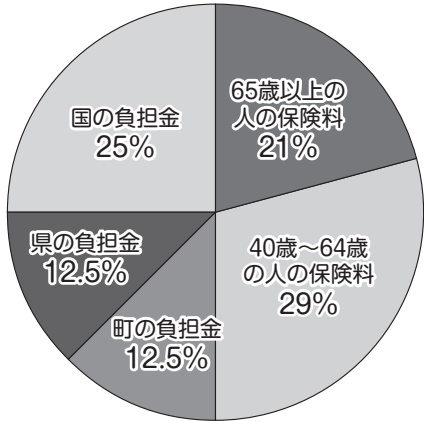


平成26年度の介護保険料をお知らせします

介護保険の財源（利用者負担は除く）



介護保険制度は、40歳以上の皆さんに納めていただく保険料と、国・県・町からの負担金を財源として、介護が必要となった方に一部負担をいただき介護サービスを提供し、利用者とその家族を支援する制度です。

皆さんに納めていただく保険料は、介護保険サービスを提供するための大切な財源となっています。

地域の中で安心して生活ができるよう、また介護が必要になったときに、安心してサービスが利用できるよう、介護保険料は必ず納期限内に納めてください。

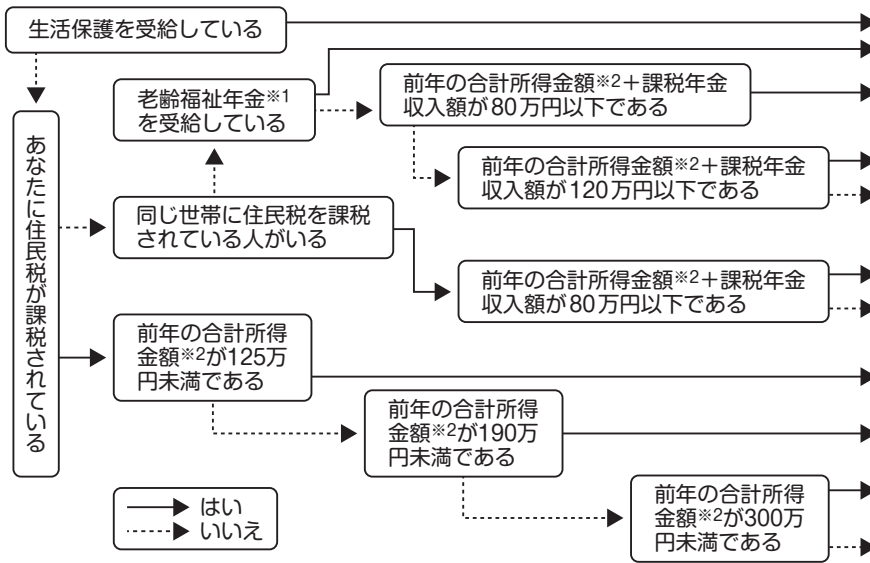
適切な介護保険制度の運営のため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

●介護保険料の決め方

●65歳以上の人の保険料は、市区町村ごとに算出された「基準額」

をもとに所得に応じて決まります。皆さんの保険料は6月にお送りする決定通知をご覧ください。

基準額は月額4,500円



段階	保険料	年間保険料額
第1段階	基準額×0.5	27,000円
第2段階	基準額×0.5	27,000円
第3段階1	基準額×0.70	37,800円
第3段階2	基準額×0.75	40,500円
第4段階1	基準額×0.88	47,520円
第4段階2	基準額	54,000円
第5段階	基準額×1.13	61,020円
第6段階	基準額×1.25	67,500円
第7段階	基準額×1.5	81,000円
第8段階	基準額×1.6	86,400円

※1 明治44（1911）年4月1日以前に生まれた方等が受けている年金です。
 ※2 収入額から必要経費相当額を差し引いた額です。（扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の額）

●介護保険料の納付方法

●特別徴収（年金が年額18万円以上の人）

年金受給額が年額18万円以上の方は、特別徴収（年金からの天引き）によって納めていただきます。前年度から継続して特別徴収で保険料を納めていただく方は、4・6・8月は仮に算定した保険料を納め（仮徴収）、10・12・2月は前年の所得により決定した本年度の保険料額からすでに納めている金額を除いた額を納めていただきます。そのため、保険料額が変わる場合があります。

●普通徴収（年金が年額18万円未満の人等）

年金受給額が年額18万円未満の方や、65歳に到達されてすぐの方、転入された方などは、納付書や口座振替により納めていただきます。特別徴収（年金からの天引き）の手続きが完了次第、被保険者に通知し、特別徴収に切り替わります。日野町では、1年分の保険料を6月から翌年3月までの10回に分けて納めていただきます。（納付には、簡単で便利な口座振替をご利用ください）